

感染症種類

	病気の種類	出席停止の期間
第一種感染症	エボラ出血熱、クリミア、コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、ラッサ熱、マールブルグ熱、ポリオ、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ ※上記の他、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症および新感染症	治癒するまで
第二種感染症	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種感染症	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	<b>出席停止の措置が考えられる疾患</b>	
溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎など	全身状態が悪いなど、医師の判断で出席停止を要する場合など	

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準（学校保健安全法施行規則第18条）

※感染性胃腸炎・ノロウイルス(等)感染症以外の疾患名(急性胃腸炎 等)では、出席停止になりません。

※新型コロナウイルス感染症 令和5年5月8日時点

「発症した後5日を経過し、かつ症状軽快した後1日を経過するまで」

※基準となる出席停止期間であるが医師より別途指示が出た場合この限りではない。